

# 平成28年度 事業報告書

## 1 第25回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を次のとおり行った。

- (1) 試験実施日 平成29年3月5日(日)
- (2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府  
広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
- (3) 試験結果

区分	出願者数(名)	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
総数	7,388	6,727	4,274	63.5

## 2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を次のとおり行った。

区分	新規免許交付	名簿訂正・ 書換交付	免許 再交付	登録 消除	合格証明書 交付	英訳免許 証明書交付	免許 取消
取扱い件数	4,471	538	226	14	3	9	1

## 3 柔道整復師国家試験出題基準の改定

柔道整復師国家試験改善検討委員会の報告書をもとに、出題基準検討委員会にて出題基準改定の検討を行っています。

## 4 認定実技審査の実施

### (1) 認定実技審査説明会の開催

認定実技審査制度の説明会を開催した。

- ① 開催月日 平成28年7月21日(木) 13時～15時
- ② 開催場所 学校法人花田学園 日本柔道整復専門学校
- ③ 参加者 既設校 28校 30名

### (2) 認定実技審査員の派遣

各柔道整復師養成施設の柔道整復実技及び柔道実技の教育水準向上と充実を図ることを目的に、柔道整復師養成施設指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発03

31第33号)に基づき認定実技審査員を派遣した。

① 実技審査日 平成28年11月3日(祝・木)、11月6日(日)、  
11月13日(日)、11月27日(日)、12月4日(日)

② 受審者数 92校 4,415名

③ 認定実技審査員数

項目	延派遣審査員数(実数)
柔道整復実技	290名(211名)
柔道実技	202名(106名)
再審査	49名(35名)
計	541名(352名)

④ 認定実技審査質確保のためのアンケート調査を実施

- ・受審者へ受審状況に関するアンケートを行った。
- ・養成施設へ派遣審査員の審査状況に関するアンケートを行った。
- ・派遣審査員へ養成施設の審査環境に関するアンケートを行った。

## 5 柔道整復師卒後臨床研修の実施

柔道整復師として、医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる治療技術の修得、幅広い知識と高度な技術の修得等、資質の向上、良質でより高度な医療を望む国民の意向に沿わなければならない。卒後臨床研修制度報告書(平成13年度)をもとに、現状で実施可能な形での柔道整復師卒後臨床研修要領を定め、平成17年4月から開始した。

平成28年度の医療人研修講座は396名が受講した。

(1) 認定卒後臨床研修指導柔道整復師の認定

開催月日 平成28年6月19日(日)

開催場所 学校法人花田学園日本柔道整復専門学校

受審者数21名 認定者数14名

(2) 卒後臨床研修修了者の氏名をホームページに公表した。

(掲載者数:累計1,202名)

(3) 卒後臨床研修の質確保のために修了者及び未修了者に対するアンケート調査を行った。

(4) 卒後臨床研修指導者のための技術講習会の開催

① 開催日 平成29年3月19日(日)

- ② 開催場所 福岡医療専門学校
- ③ 受講者数 49名

## 6 柔道整復師のためのスポーツ科学セミナーの開催

スポーツ科学講習会は、柔道整復師がスポーツ活動の支援体制の一員として積極的に参加し、貢献できるために必要な知識と技術を習得することを目的とし、生涯教育の一環として平成6年から平成17年度までの間に全国23会場において合計12回実施している。

平成18年度より、受講修了者のうち希望する者には認定柔道整復スポーツトレーナーの認定証を交付しているが、認定期間が平成28年9月30日までとなっているため、更新講習会に加え、スポーツ活動の支援を志す他の柔道整復師にも受講対象を拡げ、「柔道整復師のためのスポーツ科学セミナー」として、最新の技術情報を提供することを目的として実施した。

- ① 開催日 平成28年7月31日(日) 10時～16時30分
- ② 開催場所 公益社団法人東京都柔道整復師会
- ③ 受講者数 55名
- ④ 認定柔道整復スポーツトレーナー資格更新者 217名

## 7 文部科学省委託事業による柔道整復師養成施設の第三者評価導入に関する調査の実施

医療者としての適格性や生涯学習能力を備え、「患者安全」を守りうる柔道整復師を養成できるか否かは、3年間学生を教育し続ける学校教育の質に左右されることから、学校教育の質を国民が判断することが可能となるよう学校教育の質に対する第三者評価を導入していくことについて、モデル実施を行うことにより第三者評価の在り方等について調査を行った。

(モデル実施校)

北海道柔道整復師会附属北海道柔道整復専門学校

学校法人滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校

(財源)

文部科学省 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業委託費

(会議関係)

1	理事会	4回
2	評議員会	2回
3	常務理事会	3回
4	認定実技審査委員会	3回
5	認定実技審査要領編集小委員会	9回
6	卒後臨床研修委員会	2回
7	卒後臨床研修全国実施委員会	2回
8	試験委員会	10回
9	試験総括者連絡会議	1回
10	出題基準検討委員会	4回
11	第三者評価モデル事業実施委員会等	8回

## 平成28年度事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する標記附属明細書には、事業報告の内容を補足する重要な事項はない。